

Title	集団強姦罪の制定過程における「性的自由」論議
Author(s)	高良, 沙哉
Citation	沖縄大学法経学部紀要 = Okinawa University JOURNAL OF LAW & ECONOMICS(12): 1-12
Issue Date	2009-03-31
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12001/5993
Rights	沖縄大学法経学部

【論文】

集団強姦罪の制定過程における「性的自由」論議

Deliberation concerning sexual crime in enactment process of Gang Rape Crime

非常勤講師：高 良 沙 哉（憲法）

Sachika Takara

キーワード：性的自由 集団強姦 被害者保護

1 はじめに

筆者は、拙稿「在日米軍人による性的暴力の提起する諸問題」¹において、2007（平成19）年10月に広島県広島市で発生した集団強姦事件、2008（平成20）年2月に沖縄県で発生した中学2年生の少女に対する強姦事件、同じく同年2月に沖縄県で発生したフィリピン人女性に対する強姦致傷事件²という、在日米軍人らによる女性・少女に対する性暴力事件を取り上げ、これら3つの事件から導き出される、いくつかの問題点を指摘した。

これらのうち2007年10月に広島市で発生した当時19歳の女性に対する性暴力事件は、4名の在日米軍人らによる集団強姦の事案であった。この事件について、広島地方検察庁は被害女性の記憶に曖昧な点があるとして、加害米兵らをいずれも嫌疑不十分で不起訴処分とした³。

ところで、強姦罪（刑法177条）と集団強姦罪（同法178条の2）には、次のような大きな違いがある。刑法は「暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者」、「13歳未満の女子を姦淫した者」も同様に強姦罪とし（同法177条）、「二人以上の者が現場において共同して」強姦、準強制わいせつ（同法178条1項）⁴、準強姦の罪（同法178条2項）⁵を犯した場合には、4年以上の有期徒刑に処するとして集団強姦罪規定を設けている（同法178条の2）。強姦罪が「告訴がなければ公訴を提起することができない」親告罪であるのに対して（同法180条1項）、集団強姦罪は非親告罪である点において、大きく異なる（同2項）。

この違いは、強姦罪の場合は「告訴なしに訴追・処罰をみとめるときは、かえって名誉その他の点で被害者の不利益を増大する結果」を招くとの理由から⁶、被害者保護を重視しているのに対し、集団強姦罪の場合はその「凶悪性・危険性の高い暴力的な共同犯行は、・・・犯人の処罰の必要性が大きい」という点を、「被害者の個人的利益以上に」重視⁷しているためだとされる。

この集団強姦罪は、2004（平成16）年の刑法改正の際に創設された規定である。それ以前には「集団強姦」罪という個別の規定はなく、「二人以上の者が現場において共同して犯した」強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ、準強姦、これらの未遂の罪は、親告罪の規定を適用しないと規定されていた（2004年改正前の刑法180条2項）。このように新たな罪を創設するにあたり、立法府ではどのような議論がなされたのであろうか。

強姦であっても集団強姦であっても、加害者が1人か2人以上かという違いはあるものの、被害者の「性的自由」に対する強い侵害であるという点でかわりはない。また、上記2008年2月の米兵による強姦事件における被害少女に向けられた社会の非難の声のように⁸、強姦であっても集団強姦であっても、性暴力事件の被害者の置かれる厳しい状況にかわりはない。そうであれば、それまでも非親告罪であった「二人以上の者」が加害者となる場合を、「集団強姦罪」として新たに明確に規定するに際しては、憲法上の人権としての「性的自由」に関する根本的な議論や、性暴力事件における被害者の保護の問題、セカンドレイプが指摘される法廷での証言についての被害者への配慮の問題などの2004年以前から問題として指摘されてきた事柄に重点をおいた議論がなされたのではないかと期待される。

また、集団強姦罪の創設の背景には、いわゆる「スーパーフリー」事件の発生があるとされる⁹。以下に詳細を示すが、この事件は社会的に大きな打撃を与えた有名大学大学生らによる集団強姦の事案である。この事件の中心人物に対する東京地方裁判所判決（準強姦被告事件平成16年11月2日判決）で示される、複数の被害者に対する苛酷な人権侵害は、立法作業に非常に強く影響したと思われるため、前提として触れる。そして、この事件において裁判所が被害者の「性的自由」についてどのような判断を示しているのかにも注目する。

そして、集団強姦罪規定を含めた2004（平成16）年の刑法改正の審議過程において、「性的自由」がどのように議論されたのか、非親告罪の性暴力事件の場合の被害者の保護についての議論などについて、立法府がどのような見方をしているのかに注目し、検討することを目的とする。

以下に、いわゆる「スーパーフリー」事件（準強姦被告事件）、2004年の刑法改正に関する審議の過程を挙げる。

2 準強姦被告事件（東京地方裁判所平成16年11月2日判決）¹⁰

(1) 本件は、有名大学の学生等で構成されるイベントサークル「スーパーフリー」の代表者、同サークルのスタッフ、OB、その他のサークル関係者が共謀の上、同サークルの事務所で開催された飲み会や同サークルが主催するパーティ等の二次会に出席した、女性たちを泥酔させ心神喪失ないし抗拒不能状態に陥らせた上で、順次姦淫した一連の準強姦事件、いわゆる「スーパーフリー」事件の中でも、同サークルの代表者に対する事案である。

この一連の「スーパーフリー」事件で起訴された者は13名にも上り、同サークルが有名大学に在籍している学生で構成され、一時は一流大学から公認されていたサークルにおいて、組織的・計画的に行われた複数の準強姦事件であったことから、本件東京地裁判決でも「期待される大学生像との余りにもかけ離れたその実体が社会に大きな衝撃を与えるとともに、関係各大学や大学生一般への信頼も大きく損なわれ・・・社会的な悪影響も深刻」と指摘された通り、このような本件の特徴から、社会的に大きな注目を集めた。

以下に、本件における性的自由侵害の事実、被害に対する裁判所の判断をまとめる。

(2) サークル「スーパーフリー」と被告人に関する事実

本件被告人は1994（平成6）年に大学に入学して、同大学学生が設立したイベントの企画・運営を目的とする、サークル「スーパーフリー」に加入した。被告人が加入した当時同サークルは小規

模な活動をおこなう団体であったが、1995（平成7）年6月に被告人が代表に就任して以降は活動が活発になり、事件の発生した2003（平成15）年ごろには、東京だけではなく全国各地に支部を置き、1回あたり千数百名も集客するほどの大規模なイベントを企画・運営するサークルに成長していた。

被告人は1994年に大学に入学したが、留年や他学部への再入学をするなどしながら大学に在学し続け、継続して同サークルの代表の地位にいた。そのため、被告人と同サークルの他のメンバーとの年齢の差が次第に開き、被告人の「発言権が飛躍的に強く」なり、2002（平成14）年3月ごろからは同サークルが主催するイベントの内容などの最終的な決定は、すべて代表者である被告人が行うようになっていた。

同サークルは、1999（平成11）年ごろから、イベントの二次会等として開催する飲み会において、参加した女性に飲酒を強いるなどして泥酔させ、カラオケボックス、居酒屋の非常階段などの人目につかない場所に女性を連れ込み、「複数のスタッフ等で順次姦淫する行為を繰り返す」ようになった（サークルの相談役であった男とともに、被告人が自宅兼サークル事務所として使用していた事務所内でも犯行が行われた）。このような複数のスタッフ等による輪姦を同サークルでは「回し」、「回転」、「ローリング」などと呼び習わし、「回し」等の始まった1999年ごろから被告人は一貫して、みずから中心となってこの組織的輪姦行為に参加し続けた。

また、被告人は「女は撃つための公共物」、輪姦に参加することでサークルの「連帯感が生まれる。スタッフのやる気が出る」などとして、女性の人格を無視する言動をし、この輪姦への参加を同サークルのスタッフらに奨励した。そして新入生歓迎の時期には、まだ飲酒に慣れておらず、すぐに酒に酔ってしまう新入生を標的にした輪姦の実行について、被告人は強い意欲を示していた。

被告人を中心とする同サークルのスタッフらは、イベントに参加した女性を早く泥酔させるために、飲酒をしなければならないような雰囲気を作り、また日本酒や焼酎を多量に飲ませたり、女性たちに気づかれないように高濃度の酒を多量に飲ませるなどの手段を使って、女性たちを酩酊状態に陥らせていた。2001（平成13）年4月ごろからは、被告人と同サークルの相談役の男が、女性を早く酩酊させる目的で試行錯誤の末に、編み出した調合の酒をスタッフらに伝授し、被告人の指示が特になくてもこの酒が女性たちのテーブルに配られるようになり、女性を早く酔いつぶれさせる道具としていた。

また、酔いつぶれた女性を輪姦行為の目的のために他の場所へ移動させるときには、その女性の友人に妨げられないように工夫し、そのような行為を「ブロッキング」と呼び習わしていた。犯行を行う際には見張りを立て、姦淫を終えた者が次に見張り役に立つなど、順次役割を分担しながら、輪姦行為の実行を確実にを行うために協力・連帯していた。

(3) 被害の態様

(a) 本件第一の犯行において被告人と共犯者らは、当該被害女性を姦淫する意図の下、サークル事務所内で鍋パーティをすとして、被害女性の友人を通じてその女性を事務所に誘い出し、このパーティにおいて、被害女性を完全に意識を失うまでに泥酔させた。

そして、泥酔し意識を喪失しているその女性を事務所内の別室に連れ込み、被告人を含む3名が順次姦淫行為に及んだ。犯行の間、パーティに参加していた他の女性に対しては、「ブロッキング」

し犯行を完遂した。

その後、意識を失ったまま嘔吐した被害女性の生命の安全を省みず、事務所内の風呂場で女性の身体を洗ったのみで、女性を同風呂場の脱衣所に放置し、さらに被告人と共犯者が順次姦淫した。

(b) 本件第二の被害は、毎年4月に開催していた大学新入生歓迎イベントの二次会において引き起こされた。

被告人は、飲み会や酒に慣れていない新入生を狙い、「4月は撃てる」、「新入生の女は・・・すぐにでも回せるんだ」など、輪姦行為の実行に強い意欲を示し、被告人およびスタッフらは、新入生を狙って二次会への参加を募った。

そして、飲み会の場で本件の被害女性に狙いを定めたスタッフらは、組織的・計画的に上記の(被告人らの調合した)酒を同女にすすめ、何度も一気に飲みを強要するなど、無理やり飲酒させて泥酔させ抗拒不能の状態に陥らせた。その上で、被告人やスタッフらは意識がもうろうとしている同女を二次会会場から人気のない場所に連行し、玄関マットの上で同女を姦淫した。各共犯者らは他のスタッフへも口伝てに輪姦が行われていることを伝達し、合計13名が順次同女を姦淫するに至った。

(c) 本件第三の犯行では、被告人および同サークルのスタッフらは他の学生団体が主催するパーティに参加し、二次会の名目で数名の女性を居酒屋に誘い出し、被害女性に狙いを定めて、上記の2件の各犯行と同様に、同女を泥酔させ抗拒不能状態に陥らせた。そして、被告人およびスタッフらは、泥酔し意識がもうろうとしている同女を居酒屋から連れ出して人気のない場所まで連行した上で、玄関マットの上で同女を姦淫した。

犯行の間、同女の友人たちに対しては他のスタッフらが「ブロック」して妨げ、本件第二の犯行と同様に、共犯者らは口伝てに輪姦が行われている旨連絡しあい、合計5名が同女を順次姦淫し、または姦淫しようとした。

その際、同女はアルコールによって身体の自由が奪われていながらも、叫びながら精一杯の拒絶の態度を示した。それにもかかわらず、被告人や共犯者らはその拒絶の意思を無視して姦淫し続け、さらに同女を愚弄する言葉まで吐いた。

(d) これらの犯行について東京地裁はスーパーフリーは、「条件さえ整えば、特段の打ち合わせもないままに、その場で直ちに輪姦行為に及ぶことのできる高度に組織化された輪姦集団」と表現し、その犯行を「周到な準備の下に実行した組織的かつ計画的犯行」とした。また、「各被害女性の貞操を蹂躪するなど、陵辱の限りを尽くしている」これらの犯行について「各被害女性の人格や心情を一顧だにすることなく、単なる自己の性欲のはけ口ないし快楽を得る道具としてのみ扱」っている態様を「冷酷非道」と断じた。

(4) 本件犯行による被害者たちへの影響

本件各犯行の結果について、東京地裁は各犯行において被害女性らが受けた多量の飲酒を強いられたことによる生命の危険、輪姦による肉体的精神的苦痛、事件後も続いている苦悩の被害を、「いずれも誠に重大である」とした。

本件第二の犯行における被害女性について、「被告人ら13名もの男たちから相次いで輪姦されることによって、性的自由を徹底的に蹂躪され、陵辱の限りを尽くされ」、「その被った精神的な衝撃

や苦痛、恥辱感や喪失感・絶望感が余りにも重大かつ深刻」と述べた。そして本件第三の犯行についても、「性的自由を徹底的に蹂躪された」と表現した。そして、いずれの被害者も被害を受けたあと日常生活のさまざまな場面で、被告人ら加害者のことが思い出されるという苦痛が継続し、本件犯行による精神的な傷あとが色濃い。

(5) 判決

そして東京地裁は、同サークルを「各人が暗黙のうちに回しの完遂に向けて相互に連携して行動し合えるなど、輪姦を目的とする高度の組織的な犯罪集団」だとし、1999（平成11）年ごろから繰り返し取行されてきた輪姦行為について、被告人が「当初から、自ら中心となって、一貫して回しに参加し続けて」、同サークル内における「地位や権勢を利用して、スタッフ等を指導しながら、回しを容認して自己目的化するような雰囲気醸成に努め、回しに積極的に参加する者らと共に、自らの欲望充足という点からは誠に都合の良い組織を形成して、その頂点にとどまり続けた」と述べた。本件における各犯行においても、被告人の「犯意は極めて強固かつ積極的なもの」であり、「被害女性らの人間性をまったく無視して、あたかも性的快楽を得るための道具であるかのように扱」い、「下劣かつ醜悪なものであり、誠に悪質」とした。

そして、東京地方裁判所は、このスーパーフリーによる輪姦事件において、主導的役割を果たした被告人に懲役14年の実刑判決を下した。この判決は、従来の準強姦事件に対する量刑と比較すると、相当重いものであった¹¹。

(6) 被害者らの「落ち度」

裁判所は被害女性らについて「見ず知らずの男性が居住する事務所を訪れたり、求め応じて酒を繰り返し、一気飲みするなど、不用意な面があったことは否定し難い」と指摘した。ただ、「本件各被害に直結するような落ち度があるとはいえない」としている。

(7) 本件については東京地裁も指摘する通り、有名大学に在籍する学生らが、一時は大学の公認サークルであった「スーパーフリー」のイベントの二次会において、参加した女性を意識がもうろうとするまで泥酔させた上で、輪姦するという犯行を組織的・計画的、長期的、常習的に繰り返し行っていたという、常軌を逸した悪質な犯罪行為であり、社会に大きな衝撃を与え、注目された事件であった。

この事件で東京地裁は、「貞操を蹂躪」し、「陵辱の限りを尽くし」被害女性らの「人格や心情を一顧だにしない」犯行を、「性的自由を徹底的に蹂躪」するものとして、被告人や共犯者らの犯行を糾弾している。

ただ、一点指摘しておかなければならないのは、被害に遭った女性たちを「不用意」とした点である。本件犯行が決行されたのは、多くの大学において学生たちが何の疑いもなく行い、参加している新入生歓迎の飲み会の居酒屋などの場であり、悪質に高濃度に調合された酒や、強制的に飲酒をさせられるなどの、組織的・計画的な犯行によって予期せぬ被害にあった女性たちが果たして「不用意」であったといえるのだろうか。友人を介して誘われたから見ず知らずの男性の事務所のパーティへ行ったことや、一気飲みを拒めなかった点を、被害者が「女性」だから取り立てて「不

用意」としたのではないか。「落ち度があるとはいえない」としつつも、このような悪質な犯行を前にしても、このような指摘をする点には、女性に対しては特に厳しい貞操観念を強いる、司法の伝統的な観念を感じずにはいられない¹²。

本件を契機にして、刑法で「二人以上の者が現場において共同して」おこなった輪姦行為について（刑法178条の2）、規定を設けるに至った。

次に、「性的自由」に関する議論や、非親告罪における被害者の保護等に着目し、2004（平成16）年の刑法改正の審議過程をみる。

3 集団強姦罪規定に伴う審議¹³

(1) 2004（平成16）年2月26日 衆議院内閣委員会2号

2004年2月26日の内閣委員会における「女性の安全」の問題に関して、強姦罪罰則の強化、集団強姦罪の創設に関する質疑の中で、大口善徳委員（公明党）は女性の安全の実現を図るために、「女性が、・・・性犯罪の被害について相談しやすい環境、これをつくっていかなくちゃいけない」と述べ、この点に関する答弁を小野清子国務大臣（当時）に求めた。

小野大臣は、性犯罪やDVなどの「被害相談の体制」として、被害者がその被害を「話しやすいように女性警察官を、・・・登用して頑張っている」と述べ、具体的には、「交番の女性相談員、そういう方々、それから駅に女性被害者相談所を設けるなど、女性職員によります被害相談体制の整備を今推進している」と答弁した。

この性犯罪被害者の保護の問題において、被害者として想定されているのは、女性のみであり「女性ならではの問題」としており、性犯罪による権利侵害の客体を女性に限定している。

(2) 2004（平成16）年10月28日 参議院法務委員会2号

木庭健太郎委員（公明党）は、参議院法務委員会において「女性の人権擁護の問題」として、強姦罪の罰則強化、集団強姦罪の創設の法案提出の趣旨について、南野知恵子法務大臣（当時）に質問した。

質問に対し南野大臣は、強姦罪をはじめとする凶悪・重大犯罪についての「現在定められている刑の長さが国民感情に合っていないという指摘」があり、「凶悪・重大犯罪に対し適正に対処できるよう刑法等を改正するもの」としている。

ここにおいて、刑法改正に関する今後の審議が、法定刑の軽重に重点をおいてなされるであろうことが示唆されている。

(3) 2004（平成16）年11月2日 衆議院本会議7号

2004年11月2日の衆議院本会議において、松本大輔衆議院議員（民主党）は、刑法「改正案で、集団強姦罪が新設され、親告罪の規定を外して被害者の告訴がなくても処罰できることにしたのは、一定の前進である」として評価した¹⁴。

しかし、集団強姦罪を非親告罪として規定する場合の、性犯罪被害者に対する配慮をどうするかなど、重要な問題には触れずこの点についてはこれ以上深入りした発言はなかった。

(4) 2004(平成16)年11月9日 衆議院法務委員会5号

2004年11月9日の衆議院法務委員会における議論の中心は強姦罪、集団強姦罪等を強盗致傷罪の法定刑と比較し、なぜ前者が後者より軽いのかという法定刑の問題であったが、この委員会では、性暴力について以下のような発言がみられた。

松島みどり委員(自由民主党)は、集団強姦罪の制定そのものについては評価したものの、性暴力については、「望まない相手を暴力でねじ伏せ、行為に及んだ場合、・・・その対象となった女性は体も心も激しい痛みを感じるものだと思います。・・・男性の中には、・・・性犯罪のことを、例えば交通事故に遭うようなものとか、どうせ減るものじゃないだろうとか、女だって楽しんだらうとか、ひどい、聞くにたえない軽口をたたく人がいましたり、あるいはポルノ映画やポルノ雑誌の中には、女性が暴力ずくで犯されて喜びを感じる、最初嫌がっていても、その後何か喜んでしまふんだみたいな間違っただ観念に基づく表現がしばしば見られます。こういったことが未成熟な青少年に悪い影響を与えて、罪の意識を持たずに性に関する犯罪を犯す、そういうおそれが高い」と強く批判し、「そうした中で、強盗致傷より罪が軽い場合があるというのは一体どういう考えなのか」、「・・・法制審議会のメンバーというのは、この法案をつくった人は男性ばかりなのか。男性だとしても、もし自分の娘や妻が強姦されたらという、そういう想像力を働かせたことがないのでしょうか」と強い怒りを述べた。

法定刑について、松島委員から質問を受けた大林宏政府参考人(法務省刑事局長当時)は、量刑については「・・・ケースケースによって、・・・強姦罪の方が悪質だというケースももちろんありますし、強盗罪も、かなり被害者に対してダメージを与えるような強盗罪の形態もある」、「強盗罪が財産的なものを対象とする、それから強姦罪については、女性の尊厳そのものを、かなり大きなダメージをその後も与える」という点を踏まえ、今後さらに検討を加えるとして課題を残した。

また、江田康幸委員(公明党)は、「・・・強姦罪や強制わいせつ罪等の性犯罪は、暴力によって被害者の人格や人間性、人権を著しく破壊するものでありまして、このような犯罪に対しましては、加害者の刑事責任を厳正に追及する必要がある」、「婦女暴行等の事件につきまして検察官の求刑12年を上回る懲役14年の判決が出されたとのことでありますが、近年の強姦罪に関する裁判所の科刑状況はどのようになっているか」と質問し、続けて「・・・私大生らがサークルを利用して女性をパーティーに誘って泥酔させて集団で強姦をしていた、いわゆるスーパーフリー事件の主犯格の判決」の結果に触れた。そして、「強姦罪、婦女暴行事件に関して、検察官の求刑では甘過ぎるということで、裁判所の判断はさらなる長期の判決が出ている、そういう現状にある」とし、特に「スーパーフリー事件というのは集団強姦罪としてまことに許せない事件でございまして、そのような事件に対しまして、女性の人権を擁護するというこのためには、強姦罪の罰則を強化して集団強姦罪を新たに創設するなど、強姦罪の罰則強化、性犯罪の罰則強化に取り組む必要がある」述べた¹⁵。その上で、強姦罪の法定刑が強盗罪よりも低いことを指摘し、強姦等が「女性の人権」「人間性を破壊」するという点を強調し、法定刑の再検討を促した。

(5) 2004(平成16)年11月10日 衆議院法務委員会6号

2004年11月10日の衆議院法務委員会において、参考人の大塚明(日本弁護士連合会副会長当時)は、法定刑については「強姦罪あるいは強制わいせつが人格の尊厳の根本に触れる重大な犯罪であ

るということについては全く異論はないが、「強姦罪あるいは強制わいせつと他の罪とを比較するときに、単純に年数で比較することがよろしいのかどうか。その内容に立ち入って、その刑が妥当なのかどうか、この検討が必要だ」¹⁶。

そしてさらに大塚参考人は、性差の問題に触れ「確かに強制わいせつのうちほとんどは男性の女性に対する犯罪です。・・・ただ、少数ではありますが、女性から男性に対する性犯罪が存在するという、それを今の強制わいせつという形でくくっていいんだらうか。・・・性犯罪についての再検討が根本的に必要なのではないか」と述べ、より長期的な視野での検討の必要性を指摘した¹⁷。

(6) 2004（平成16）年11月30日 参議院法務委員会10号

2004年11月30日の参議院法務委員会において、松岡徹委員（民主党）は、刑法改正の「提案の大きな動機になったのは、・・・、早稲田大学のスーフリによる集団強姦事件とかが大きなきっかけ」であると指摘した。

神洋明参考人（日本弁護士連合会刑事法制委員会委員長当時）は、「強制わいせつ罪と強姦罪の犯罪類型については、法定刑の問題以前に、その規定の在り方を根本的に見直す必要がある」と前置きした上で、「刑法の強姦罪は、行為主体を男性、客体を女性に限っており、男性が客体となったときには強制わいせつ罪しか成立しません。ところで、性的自由の侵害に係る罪については、世界の趨勢は、男女間に差を設けない方向にあります。フランス、アメリカ、カナダ、ドイツなどにおいて、被害者を女性に限定しない形での法改正が行われており、男性被害者についても強姦罪が成立するようになっていきます。現時点で、刑法の強姦罪等の改正を行うのであれば、まず、こうした世界の趨勢に合わせた性犯罪全般の見直しが行われるべきだと思います。日本において、性犯罪の被害者は女性がほとんどだから現行の規定のままでもよいという議論がありますが、これは近い将来の変化を視野に入れておらず、少数者であっても回復し難い精神的ショックを受けた男性の性犯罪に対する差別にもなりかねない」と指摘した。

石塚伸一参考人（龍谷大学法学部教授当時）は、「現実の場面で、・・・一番今現場で困っていることは、被害者の方が告訴をするということには非常に大きな障害があって、とりわけ御家族の方が、告訴なんかしないでもう忘れてらうかというふうにおっしゃる・・・。ということは、親告罪にしなければ秘密を守ったままで証言も保障しながら対応ができるのに、そこに一つの女性に大きな負担が掛かっているという現実がありますので、そこを解決した方が法定刑だけに頼っていくよりは望ましいのではないか」という、性犯罪被害者の背負う重圧について言及し、法定刑の厳罰化のみに頼らない、事件後に性犯罪被害者が追われる負担について検討し対応すべきことを指摘した。

これに対し、江田五月委員（民主党）は、証人尋問のやり方の工夫など「・・・様々な被害者の人に余計な負担を掛けずに刑事司法が進行できるようなそういう手だてを講じてきて」いるものの、「・・・とにかく傍聴禁止の措置を取るとしても、それにしても余りにも生々しい証言を被害者に法廷で求め」、「被害者の方々に二次、三次の被害を与えるということになっていた」と指摘し、被害者の保護の現在の状況や今後の更なる工夫の必要に触れたが、それ以上の議論はなく、法定刑の問題へ移ってしまった。

また浜四津敏子委員（公明党）は、「性犯罪の厳罰化と集団強姦罪の創設」について、性犯罪の厳罰化を求めた理由を「日本の現行の刑事法では強姦罪の法定刑よりも強姦罪の法定刑の方がはるかに低いと。つまり、女性の性的自由が物よりも軽く扱われていると。これがおかしいではないか」、女性団体等からも批判がでていると述べた。これに対し神洋明参考人は、「性的自由に対する侵害について私が問題にしているのは、下限を上げる必要はないということ」だと強調した。

さらに、浜四津委員は集団強姦の場合には、改正前の刑法においても親告罪から除外されている点について質問した。これに対し、大林宏政府参考人（法務省刑事局長当時）は、「一般の強姦は、犯罪の性質上、起訴によって事が公になりますと被害者の精神的苦痛等の不利益が一層増大するおそれもあるため、被害者保護の観点から、告訴がなければ訴追できないという親告罪とされている」が、1958（昭和33）年の刑法改正の際に、「強姦のうち二人以上の者が現場において共同で犯した場合、すなわちいわゆる集団的形態の強姦については、暴力的犯罪としての凶悪性が著しく強度であること等の理由により、親告罪の対象から除外された」と述べた。

先に性犯罪被害者の負わされる負担の問題についての言及があり、親告罪、非親告罪に関する論点が出たものの、その後法定刑の議論へと移行し、これらの問題については深く検討されなかった。

(7) 2006（平成18）年2月24日 衆議院法務委員会2号

上記の審議を経た刑法改正の後、2006年2月24日の衆議院法務委員会において、松島みどり委員（自由民主党）は、強姦致死傷罪の法定刑について、「刑法の中で、強姦致死傷、これは無期または懲役五年以上になっております。普通の人の感覚でいいますと、必ず刑務所に入れてもらわないと困ります。情状で執行猶予つきの判決にならないためには法定刑が懲役七年超でなければだめだと伺っております。この刑法改正を速やかにやっていただきたいと考えております。そしてまた、強姦致死傷は懲役六年以上でございます。この強姦致死傷と強姦致傷の逆転、私は許せない。・・・性犯罪については被害者の方が声を上げにくい。大臣、この刑法の規定についてどうお考えになるか、改正の必要があると考えられないか」と質問した。

これに対して杉浦正健法務大臣（当時）は、2004年の刑法改正の際の強姦罪等の法定刑や集団強姦罪の制定を評価した上で、「この問題について、軽視しているというわけではありません。性犯罪を軽んずるという気持ちは、私どもは全くございません」と述べた上で、この時点での改正の検討の必要性を否定し、「次の改正の時期にまた改めて検討させていただきたい」とした。

松島委員の質問に対して、法務大臣は法定刑については述べたものの、「被害者の方が声を上げにくい」という点については、一切触れなかった。

(8) 以上、2004年の刑法改正の審議における、集団強姦罪の創設をとりまく議論について、性的自由や性暴力の被害者の抱える負担などに着目した。

これら議論は、強姦罪等の法定刑と強姦罪等の法定刑とを比較し、前者が後者よりも低い刑にとどまることから、それに対する批判と弁解が中心となっている。確かに、上記2004年11月30日の参議院法務委員会10号における浜四津委員の「女性の性的自由が物よりも軽く扱われている」という批判は、侵害される「性的自由」の重大性を考えたならば、当然である。

ただ、今回「集団強姦罪」の創設の審議を取り上げたのは、強姦罪と異なり集団強姦罪が非親告

罪であることから、被害者の保護についてもより多く語られたのではないかと期待があったからである。しかし、その点については2004年11月30日の参議院法務委員会10号において石塚参考人が、親告罪において告訴をするかしないかという決断の際に、性暴力被害者の負わされる負担について言及したものの、被害者の保護、被害者の重圧を取り除くためにどうすればよいのかという点についての深い議論はまったくなされていない。

そして、法改正から2年後の2006年においても、やはり法定刑の軽重に焦点が絞られ、「被害者の方が声を上げにくい」という性犯罪被害の特徴にいての問題が提起されたにもかかわらず、一切触れられなかった。また、法改正後の実態なども明確にされず、まだ改正の時期ではないとして、深い言及がまったくなされなかった点は、非常に残念であり、2004年の改正審議の際に提起されていたさまざまな問題についての、発展的な検討は進んでいないのではないかと疑われる。

また、この刑法改正の契機が既述のいわゆる「スーパーフリー」事件にあり、あのように社会的にも大きな影響を与えた卑劣な人権侵害事件を契機とした法改正の審議であることから、性暴力についてより根本的で詳細な議論がなされてのではないかと期待された。

2004年11月10日衆議院法務委員会6号で大塚参考人が、2004年11月30日参議院法務委員会10号では神洋参考人が、刑法の強姦罪規定において性的自由侵害の主体を男性、客体を女性としている点を指摘し、性に中立な規定にするような根本的な改正の必要を示唆した。これは「性的自由」の侵害について、現在「性的自由」が憲法上の人権と考えられるにもかかわらず、強姦罪が「女性の人権」に対する侵害にとどまっている現在の刑法の根本問題に対して、疑問を投げかけたものであり、非常に有意義な指摘であった。

しかし、これらの発言に対しても発展的な議論がなされていない。2006年の衆議院法務委員会においても、まったくその点が触れられず、長期的な視野で「性的自由」に対する罪についての議論が必要であるとした問題提起以降、議論の進展はみられないようである。

4 おわりに

以上、本稿では「性的自由」に着目して、いわゆる「スーパーフリー」事件の東京地方裁判所判決および2004（平成16）年の刑法改正に関する国会での審議について検討してきた。

サークル「スーパーフリー」のメンバーらによる一連の集団強姦事件において、一貫して中心であり続けた同サークルの代表者についての東京地裁判決において明らかにされた、この事件における被害の態様は、被害女性たちの人格を踏みにじり、「貞操を蹂躪」し「陵辱の限りを尽くし」た、「性的自由を徹底的に蹂躪」する犯行であった。東京地裁は、組織的・計画的に長期にわたって繰り返した女性たちの性的自由を踏みにじり続けた、同サークルの代表者に懲役14年の実刑判決という、それまで準強姦罪で下されてきた量刑に比べ重い判決を下した。しかしこの判決においても、やはり他の性犯罪事件と同様に、被害者である女性たちの「落ち度」を探し、本件では「被害に直結するような落ち度があるとはいえない」という結論にたどり着いているものの、被害女性たちに「不用意な面があったことは否定し難い」としている。女性に対しては厳しい貞操義務を課し、「落ち度」がある女性はふしだらであるとして非難の目を向けようとする伝統的な見方が、本件のように輪姦行為の目的で計画的に誘い出され、泥酔させられ、徹底的に性的自由を侵害された被害者たちにまで向けられようとした点は、批判しなければならない。

この事件を契機とした集団強姦罪の制定過程では、現行の強姦罪の規定のあり方に疑問を投げかけ、性的自由侵害の客体を女性に限定しない、性中立的な規定への性犯罪規定改正の必要性が指摘されたにもかかわらず、その点について深く議論がなされなかった。強姦罪等が性的自由の保護を目的とするのであれば、両性の性的自由保護のためやはり性中立的な規定であるべきである。

また、刑法改正に関する審議の過程では、性犯罪被害に対する社会の見方、性犯罪被害者が被害を告訴しにくいという現状を指摘する発言がみられたが、その点についての深い議論はなされなかった。集団強姦罪が非親告罪であることから、被害者のプライバシーの保護や法廷での証言の際などの被害者への配慮など、被害者保護をいかに保護するかについての議論がより必要であったと思われる。しかし、これら点については発言があったとしても議論が深まらず、法定刑の軽重の議論に重点が置かれ議論が集中していた。

刑法改正後数年が経過したが、当時議論すべき項目として挙げたものの放置されてしまった多くの課題は、現在も解決されたとはいえない。刑法における性的自由侵害そのものの規定のあり方や、女性にのみ厳しい貞操義務を課す社会、司法の伝統的な考え方、被害者の保護の問題に目を向けた根本的な議論が必要である。

- 1 「在日米軍人による性的暴力の提起する諸問題」『沖大法経学部紀要第11号』29～41頁（2008年12月）
- 2 本件については、2009（平成21）年2月14日に米軍嘉手納基地内で高等軍法会議が開かれ、即日結審した。加害米兵は、買春、軍の命令違反等について罪を認めた。しかし、強姦については、証拠が不十分として棄却された（琉球新報2009年2月25日朝刊）
- 3 朝日新聞2007年11月6日朝刊
- 4 「人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者」は、強制わいせつ罪（刑法176条）の例による
- 5 「女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者」は、強姦罪（刑法177条）の例による
- 6 団藤重光『刑法綱要各論 改訂版』（1985年 創文社）480頁
- 7 川端博『刑法各論講義』（2007年 成文堂）148頁以下
- 8 この事件は、米兵による中学生の少女に対する性暴力事件であったため、1995年9月に発生した少女暴行事件を思い出させ、注目が集まった。そのためか、加害米兵が逮捕された直後から、インターネット掲示板では被害者を責め、中傷する書き込みが多くみられた（朝日新聞2008年2月17日）また、この事件では20時ごろ少女が米兵の誘いに応じてバイクに乗ったという事件の経緯から、「誘いに乗った少女が悪い」、「深夜徘徊を許す家庭に問題がある」など少女を責め、追い詰めるような見方が多くあった（琉球新報2008年5月17日社説）。

また、広島市で集団強姦の被害にあった女性に対しては、広島県知事が「朝の3時ごろまで未成年が盛り場にいるということがどうかと思う」と発言するなど（沖縄タイムス2007年10月22日朝刊）、性暴力事件において被害者は、事件によって負わされる痛みに加え、社会の厳しい批判に晒されるという、理不尽な現実がある。

- 9 判例タイムズ1168号99頁（2005年3月1日）
- 10 裁判所ホームページ裁判例情報 <http://www.courts.go.jp/>
- 11 前掲注8 判例タイムズ1168号99頁
- 12 性的暴力事件において、被害者に向けられる「疑いの目」、「落ち度」を指摘する声、女性に対して厳しい貞操義務が課せられ、「ふしだら」とみなされれば法的に保護しないという、社会、司法の状況に対する指摘として、宮地尚子「性暴力とPTSD」『ジュリスト 特集ジェンダーと法』1237号（2003年1月 有斐閣）170頁以下
- 13 国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_logout.cgi?SESSION=26359
- 14 続けて松本議員は「強姦が、被害者の人格や人間性を著しく否定する点で殺人にも劣らない重大な犯罪であるにもかかわらず、懲役刑の下限が二年から三年に引き上げられただけでは、強盗罪の五年に比べても余りにも軽いのではないのでしょうか。・・・人の尊厳に対する侵害が物への侵害よりも軽く扱われたままでよいのか」として、南野知恵子法務大臣（当時）に答弁を求めた。
これに対し、南野大臣は「強姦罪の法定刑についてお尋ねがありました。強姦罪の法定刑は刑法の中では重いものであり、悪質な事件については強盗罪と同じ重い刑に処することもできますので、今回の法改正により、適正な科刑をなし得るものと考えています」とした。
法定刑の問題に重点がおかれた。
- 15 犯罪の厳罰化に犯罪の抑止力がない、という指摘は2004（平成16）年11月30日の参議院法務委員会10号において、神洋明参考人（弁護士当時）が、「例えば、殺人を犯そうという者が刑法の法定刑の下限を引き上げられたからといって犯罪を思いとどまるものでないことは、多くの心理学者が述べている」と指摘した上で、「真の犯罪対策は、長期的な視野に立って、犯罪が増えた原因等を調査研究し、その原因を除去するための政治的・経済的・社会的方策が検討されることから始めるべきであります。犯罪を犯した者に対しては、社会復帰が可能な刑務所における矯正処遇と、犯罪者が社会に戻ってきたときに再び犯罪に手を染めずに済むような、これらの人を受け入れる社会資源も不可欠であります。人権と大きなかわりのある刑事罰の重罰化は、刑法の謙抑性からしても補充的な形で検討されるのにすぎないものであ」と述べている。
- 16 大塚明参考人は続けて、「現在の強盗罪、もっと幅を広げて言いますと財産犯についての日本の法定刑は若干下限が重いのではないか。その結果として、強姦罪あるいは性犯罪と比較して格差があるように見える」と述べた。
- 17 金城清子教授は、現在の強姦罪規定を「被害者について、性に中立的なものに改正し、性交という形態での性的自由の侵害行為について、男女を平等に保護していかなければならない」と主張している（金城清子「性的自由の保障と強姦罪」『法学セミナー 430号』日本評論社 1990年10月32頁以下）。君塚正臣教授も、日本国憲法14条の平等原則に基づくならば、「性中立的な強姦罪でなければ違憲」であると主張する（君塚正臣『性差別司法審査基準論』信山社出版 1996年9月 245頁以下）